

令和8年度

「葛飾区交通安全日」

実施要領

期 間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

実 施 日

- 毎月10日とします。
- ただし、5月は8日、10月は9日、1月は8日が実施日です。
(10日が土日祝日の場合は、実施日はその日より前の一番近い平日です。)

目 的

令和8年度の「葛飾区交通安全日」を定め、毎月指定日に交通安全活動を実施することにより、区民一人一人に交通安全意識を普及し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止を図ることを目的としています。

推 進 要 領

東京都・葛飾区・警察署をはじめとする関係機関・団体等が相互に連携し、それぞれの所管及び地域実態に応じ、目的を踏まえて、全ての交通参加者がそれぞれの立場で相互理解を深めつつ、他人への思いやりの心が育つような創意工夫を凝らした取組を行い、「交通安全日」が区民総ぐるみの交通安全活動となるよう努めることとします。

葛 飾 区 交 通 安 全 協 議 会

事務局 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
葛飾区都市整備部交通政策課交通安全対策係
電話 (直) 5654-8386
(代) 3695-1111内線3508

推 進 事 項

1 区役所

- 広報紙等の媒体を活用した「交通安全運動」「交通安全日」の積極的な周知活動
- 地域実態等に応じた交通安全普及啓発活動
- 警察等関係機関・団体等との連携による交通安全普及活動
- 交通安全指導員、学童擁護員等による交通安全指導・交通安全教育の推進
- 自転車シミュレータ等による参加・体験・実践型交通安全教育の推進
- 自転車の安全利用に関する普及啓発活動

2 教育委員会

- 各学校への「交通安全運動」「交通安全日」の周知活動、並びに交通安全に関する情報提供活動
- 参加・体験・実践型交通安全教室等を通じた交通安全に関する意識付け教育の推進
- 各教育機関、PTA等との緊密な連携による通学路の安全点検及び街頭指導活動の推進
- 各種広報紙等を活用した保護者等への交通安全に関する情報提供、並びに交通安全意識普及活動
- 自転車の安全利用に関する普及啓発活動

3 警察署

- 広報啓発活動及び交通安全教育の推進
- 交通街頭活動及び交通違反者の指導取締り
- 自治体等の関係機関・協力団体等と連携した交通安全普及活動の推進

4 交通安全協会

- 各種行事の開催による交通安全普及活動の推進
- 警察署等関係機関との連携による地域実態に応じた街頭指導活動の推進
- 広報紙等の媒体を活用した「交通安全運動」「交通安全日」の周知活動と交通安全意識の普及活動
- 自転車の安全利用に関する普及啓発活動

5 道路管理者

- 「交通事故多発場所・路線の把握」「道路パトロールによる交通安全施設点検」「道路交通環境整備」による安全対策等の実施
- 道路情報板等を活用した「交通安全運動」「交通安全日」の周知活動と「タイムリー」な情報発信
- 各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加
- 自転車の安全利用に関する交通対策並びに普及啓発活動

6 その他の実施機関・団体

- 自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加
- 職員等に対する「交通安全運動」「交通安全日」の周知活動
- 広報紙等を活用した職員及びその家族等に対する自転車の安全利用をはじめとする交通安全意識の普及活動